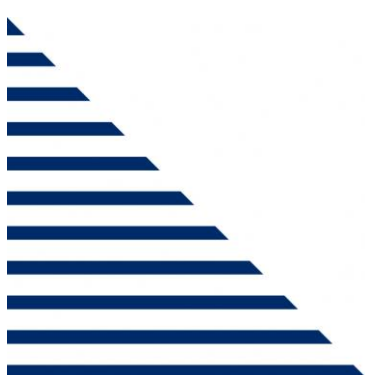




長岡京市

助け合いとつながりのまちづくり条例 骨子案のご説明

自治振興条例（仮称）検討委員会 福嶋浩彦



条例の構成

前 文

(Ⅰ) 目的

(Ⅱ) 基本理念

(Ⅲ) 用語の定義

(Ⅳ) 地域における共助及び協力・連携

(Ⅴ) 市民に期待する役割

(Ⅵ) 自治会に期待する役割

(Ⅶ) 市民活動団体・非営利団体、コミュニティ活動参加者に期待する役割

(Ⅸ) 事業者に期待する役割

(Ⅹ) 行政のすべきこと

(Ⅺ) 情報の共有

(Ⅻ) 多様な市民と行政がまちづくりを考える場

(Ⅼ) 「助け合いとつながりの日」

附 則

こんな条例にしたいと検討中（１）

名称（案）「長岡京市 助け合いとつながりのまちづくり条例」

前文の主旨

- ・長岡京市は長い歴史と伝統に育まれた住みやすいまち
- ・その未来のためには「共助（助け合い）と連携（つながり）」が大切
- ・まちづくりの担い手をみんなで育てる必要
- ・必ずしも組織や団体にとらわれず、テーマに共感して行う活動も活発になっている

（Ⅰ）条例をつくる目的

- ①まちづくりの担い手たちが連携・協力してまちづくりを進める仕組みを定める
（まちづくりの中身ではなく、まちづくりの枠組みの基本的な考え方）
- ②市民、地縁団体、市民活動団体・非営利団体、コミュニティ活動参加者、事業者（これらを市民等と言う。）の「期待する役割」と行政の「すべきこと」を定める
（市民に義務を課す条例ではない）
- ③まちづくりの担い手が活動しやすい環境づくりを定める

こんな条例にしたいと検討中（２）

（Ⅱ）基本理念：条例がめざす３つのまちづくり

- ①地域のつながりを深め、日々を安心・安全に暮らせるまちづくり
- ②それぞれの自主的な活動が尊重される活力のあるまちづくり
- ③いろいろな人・団体の参加と協力・連携によるまちづくり

（Ⅲ）用語の定義

- ・「まちづくり」は、道路や河川整備などのインフラ整備中心ではなく、「安心・安全で住みやすい生き生きとしたまちをつくること」とする。
- ・「市民」は、長岡京市に住む人だけではなく、市内で学ぶ人、働く人、活動する人も含める。

（Ⅳ）地域における共助及び協力・連携

- ・「共助」（地域において互いに助け合うこと）をまちづくりの基盤と位置づける
- ・市民等がまちのことに向き合うことが大切で、行政も含めた協力・連携を目指す
- ・子どもたちや若い世代の参加を大切にする。

こんな条例にしたいと検討中（３）

（Ⅴ）市民に期待する役割

- ①地域の問題に関心を持ち、自分のこととして考え、行動する
- ②共感できる活動や団体に参加する
- ③地域とコミュニケーションをとり、情報を得る

（Ⅵ）自治会に期待する役割

- ①地域に住む人と人をつなぎ、生活に必要な情報を共有する
- ②地域の住民間の助け合いや見守りをすすめ、災害時にも協力し合える安心・安全の地域をつくる
- ③行政や他のまちづくりの担い手と協力・連携し、住民生活の向上を図る
- ④自治会活動への住民の共感を高め、地域の魅力を共有し、会員をより拡大する

（Ⅶ）地域コミュニティ協議会に期待する役割

- ①自治会単位よりも広域な課題に取り組む
- ②地域におけるまちづくりの担い手が情報交換をし、協力・連携するきっかけをつくる
まちづくりの担い手の拡大にもつなげる
- ③地域に住む人と人をつなぎ、地域コミュニティの情報を共有する

こんな条例にしたいと検討中（４）

（Ⅷ）市民活動団体・非営利団体、コミュニティ活動参加者に期待する役割

- ①自主的で非営利の活動を通して、市民生活の向上に貢献する
- ②必要に応じて行政や他のまちづくりの担い手と協力・連携し、安心・安全で住みやすいまちづくりに貢献する

（Ⅸ）事業者 zu 期待する役割

- ①営利事業を含めた自らの活動を通じ、事業者の特性を活かして、市民生活の向上に貢献する
- ②行政や他のまちづくりの担い手と協力・連携し、安心・安全で住みやすいまちづくりに貢献する

（Ⅹ）行政の責務としてすべきこと

- ①市民等の自主的活動を尊重する
- ②市民等に期待する役割に対し必要な支援をする
- ③市民等との対話を積極的に行う
- ④まちの課題に対する将来の目標を提示し、市民等と対話する

こんな条例にしたいと検討中（５）

（XI）情報の共有

- ・ 行政は、説明責任を果たすこと、部局横断的な対応をすること、様々なツールを使った誰一人取り残さない情報提供—などを責務とする
- ・ 市民には、自発的情報発信と積極的情報収集を期待する。

（XII）多様な市民と行政がまちづくりを考える場

- ・ 参加者は、住民基本台帳から無作為に抽出された中から参加を希望した市民
- ・ 地域で特別な活動には参加しておらず普段は発言する機会の少ない市民も、積極的に発言できる場に
- ・ この場から、まちづくりの新たな担い手が生まれることを期待
（こうした場を条例に規定するのはおそらく全国初）

（XIII）条例の記念日「助け合いとつながりの日」

- ・ この条例の施行日を長岡京市の記念日の一つにして、多くの人に知ってもらう